

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	倉吉市 軽自動車税(種別割)事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉吉市は、地方税の事務(軽自動車税(種別割))に係るものに限る。以下「軽自動車税(種別割)事務」という。)における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

鳥取県倉吉市長

## 公表日

令和6年9月2日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税(種別割)事務
②事務の概要	軽自動車税(種別割)は、賦課期日である各年の4月1日において、倉吉市内に定置場が所在する軽自動車等(原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車)の所有者又は使用者に対し、課税を行う。 1. 申告の受付 軽自動車等を購入又は譲渡により所有した場合や譲渡や盗難等により所有しなくなった場合に申告の受付を行う。 ①軽自動車・二輪の小型自動車に関しては、(一社)全国軽自動車協会連合会鳥取事務所及び中国運輸局鳥取運輸支局で受付し、倉吉市へ回送される。 ②原動機付自転車・小型特殊自動車に関するものは、倉吉市で申告を受理する。 2. 納税通知 申告された内容により賦課決定し、納税義務者に納税通知書を送付する。 3. 減免 身体に障がいのある場合などの減免事由に該当する場合は、減免申請書による受付を行い、減免を行う。
③システムの名称	宛名システム、軽自動車税システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)軽自動車税特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表 項番24 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 (照会)主務省令第2条の表 48の項 (提供)なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市 総務部 総務課 電話0858-22-8111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1 倉吉市 市民生活部 税務課 電話0858-22-8115

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I-5-②	税務課長 谷口 剛	税務課長	事後	様式の変更に伴う修正
令和1年6月26日	II-1	平成27年9月30日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	II-2	平成27年9月30日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	IV	記載なし	新規追加	事後	様式の変更に伴う修正
令和3年2月25日	I-5-①	倉吉市 総務部 税務課	生活産業部 税務課	事後	
令和3年2月25日	I-8	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市 総務部 税務課 電話0858-22-8114	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地 1 倉吉市 生活産業部 税務課 電話0858-22-8115	事後	
令和3年9月17日	表紙 評価書名及び個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	法令改正に伴う税目名称の変更
令和3年9月17日	I-1-①	軽自動車税事務	軽自動車税(種別割)事務	事後	法令改正に伴う税目名称の変更
令和3年9月17日	I-1-②	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	法令改正に伴う税目名称の変更
令和3年9月17日	I-1-②	①軽自動車・二輪の小型自動車に関しては、(一社)全国軽自動車協会連合会鳥取事務所受付し、倉吉市へ回送される。	①軽自動車・二輪の小型自動車に関しては、(一社)全国軽自動車協会連合会鳥取事務所及び中国運輸局鳥取運輸支局で受付し、倉吉市へ回送される。	事後	
令和3年9月17日	I-4-②	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法の改正に伴う修正
令和5年10月26日	I-5-①	生活産業部 税務課	市民生活部 税務課	事後	
令和5年10月26日	I-8	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地 1 倉吉市 生活産業部 税務課 電話0858-22-8115	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地 1 倉吉市 市民生活部 税務課 電話0858-22-8115	事後	
令和6年9月2日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)・第9条第1項・別表第一 項番16 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)・第9条第1項・別表 項番24 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	法の改正に伴う修正
令和6年9月2日	I-4-②	番号法第19条第8号(照会)別表第二 項番27	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条(照会)主務省令第2条の表 48の項	事後	法の改正に伴う修正
令和6年9月2日	II-1	平成31年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和6年9月2日	II-2	平成31年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	